

調査票	お問合せ内容	回答
訪問看護ステーション調査票	調査票では、6月における業務を問うています。まだ開業していなかった場合は、対象外と考えてよいでしょうか。	令和2年6月30日時点の調査ですので回答は不要です。
訪問看護ステーション調査票	設問1の「算定しているかどうか」について、施設基準の届出はしてあるが実際の算定がこれまで0件の場合、回答は「していない」でよろしいでしょうか。	「していない」でお願いします。
訪問看護ステーション調査票	6月30日時点で存在しており、8月頃に廃止された訪問看護ステーションがあります。運営母体の変更に伴う廃止であり、名称や医療機関コードは変更されているものの、所在地や従業員は変わらずに新たな事業所として現在も運営されています。調査に回答すべきか否か、する場合はどちらの事業所の名前であるかについて問い合わせがありました。	今年度調査は以前の事業所名でお答えください。来年度調査には新しい事業所名でお答えください。
訪問看護ステーション調査票	「精神科訪問看護基本療養費」または「訪問看護基本療養費」を算定している施設ですかという質問について、「精神看護訪問看護基本療養費」を算定している施設ではあっても、R2年度に利用者がまったくいなかった場合の回答はどうなりますか。	「精神科訪問看護基本療養費」または「訪問看護基本療養費」を算定している場合は「している」、利用人数欄は0人とご回答ください。
訪問看護ステーション調査票	訪問看護基本療養費とは、医療保険で対応している基本療養費（Ⅰ）と解釈してもよろしいですか？	基本療養費Ⅰ～Ⅲを含みます。
訪問看護ステーション調査票	介護保険で訪問していますが、指示書に老年期精神病と記載があります。精神疾患のFコードに該当しますでしょうか？	F0としてご回答ください。
その他	社会福祉法人で救護施設を運営しております。付属診療所を設置して保健所に届出をしておりますが、診療の実態がありません。回答する必要があるのか教えてください。	地域住民を対象に精神科診療機能を提供しているなら提出をお願いします。精神科の診療活動を提供していないなら提出は不要です。
その他	「令和2年度精神保健福祉資料の作成について」の調査依頼が当施設に届きましたが、当施設は精神科もしくは心療内科も標榜しておりません。回答の必要がありますか。	精神科もしくは心療内科を標榜している医療機関を対象としております。回答は不要です。
その他	ある特別養護老人ホームから、医療機関コードを持っていない場合の回答方法について問い合わせがありました。対応についてお知らせください。	医療機関コードがない施設は調査の対象外となります。

調査票	お問合せ内容	回答
その他	当院介護医療院へ転換しております。介護医療院は630調査の対象でしょうか。	本調査は精神病床を対象としています。その前提でご回答いただけますと幸いです。
その他	施設にて精神科医の往診を受けております。医療機関番号が不明なのですがどのようにすればよいでしょうか。	調査票の提出は不要です。